

令和7年度ふるさとふくしま情報提供事業（地域情報紙制作・発送業務）

委託仕様書（案）

1 委託内容

(1) 概要

- 「地域情報紙」の企画、取材、原稿作成、編集、印刷・製本、発送
- イラスト、地図等の作成及び写真の提供
- 県ホームページに掲載するデータの作成
- インタビュー動画（以下「動画」という。）の撮影・編集
- YouTube チャンネルの管理・運営（広告に関することを含む）
- SNS・インターネット等を活用した情報発信や広告の実施
- 情報発信や広告を実施するに当たり必要な記事・動画等の作成

(2) 「地域情報紙」の規格及び発行部数等

- 名称 ふくしまの今が分かる新聞
- 発行回数
 - ①通常版 隔月で年5回（5月、7月、9月、11月、3月）
 - ②拡大版 年1回（1月）
- 規格（詳細は別紙「印刷物仕様書」のとおり）
 - ①通常版 A4判、6ページ（A3二つ折り+A4挟み込み）丁合のみ（中綴じ無し）、上質紙44.5kg
 - ②拡大版 A4判、12ページ（A3二つ折り）丁合のみ（中綴じ無し）、上質紙35kg
 - ①～②共通 フルカラー両面刷り、原則グリーン購入の基準に適合した用紙を使用する。バイオマス含有インキ使用、綴じ穴なし。
- 表紙写真
 - ・ 県からの具体的な指定がある場合を除き、表紙には古里の風景又は祭りその他伝統行事の写真を使用すること。
 - ・ 原則、避難地域12市町村の写真であること。
（田村市、南相馬市、川俣町、広野町、檜葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯舘村）
- 発行スケジュール
別紙「標準スケジュール」を参照。
なお、詳細なスケジュールは、県と受託者で協議の上、受託者が作成するものとする。
- 納入、梱包
 - ・ 当課が提供するリストに基づき、メール便（約900箇所）、小包（約100箇所）等により約1,000箇所に納入すること（送料、封筒、ラベル等は受託者が負担する）。
※納入箇所数等は現時点での想定。県と受託者の協議の中で変更する場合あり。
 - ・ 梱包にあたっては、100部ごとに冊子を互い違いに重ねること。
 - ・ このほか、ホームページ掲載用に成果物の電子データを納入すること。
- 読者アンケート
 - ・ 3月発行号を除き年5回、読者アンケートを実施し、回答者の中から抽選で通常版では10名、拡大版では15名に県産品を贈呈すること。
なお、アンケート企画に要する一切の費用は本契約に含むものとする。
- ふくしま Voice
帰還者・移住者を対象にインタビュー取材を行い、巻末にその内容を掲載すること。
また、取材の様子を4～5分の動画に編集し、「ふくしまの今が分かるチャンネル」に投稿する。

なお、インタビュー候補者については、受託者が毎号ごとに候補者リストを作成し、県に提示すること。

(3) YouTube チャンネル「ふくしまの今が分かるチャンネル」の管理・運営等

○ 管理・運営

- ・作成した動画を「ふくしまの今が分かるチャンネル」に投稿すること。
- ・投稿時期は、原則隔月の紙面発行日とし、年間6本の投稿を行う。(各号1本)
- ・投稿した動画のアナリティクス（視聴地域、動画の再生時間等）を定期的に県へ報告すること。報告は県との協議により決めた回数とし、必要に応じて別途、県からの求めがあった場合に報告すること。

○ YouTube 広告の実施

- ・作成した動画を用いて YouTube 広告の配信を行うこと。
また、広告の配信は動画を投稿する度に行い、各号で作成した動画を使用すること。
- ・広告の種類や配信地域、年齢等の詳細設定は項目を県に提示した上で、県の指示を受けて行うこと。
- ・広告の運用状況（広告表示回数、広告クリック数等）を定期的に県へ報告すること。
報告は県との協議により決めた回数とし、必要に応じて別途、県からの求めがあった場合に報告すること。

【発行時期等のイメージ】

号	109	110	111	112	113	114
発行時期	5月	7月	9月	11月	1月	3月
発行形式	① 通常版	① 通常版	① 通常版	① 通常版	② 拡大版	① 通常版

【委託内容全体のイメージ】

発行形態	通常版		拡大版	
	表紙 (写真・目次等)	特集記事 その他記事	表紙 (写真・目次等)	特集記事 その他記事
企画	一部委託(直営)			
取材(※)	委託			
原稿作成	一部委託(直営)			
写真・イラスト 調達	委託	一部委託 (直営)	委託	一部委託 (直営)
編集	委託			
印刷・製本	委託			
発送	委託			
動画撮影 ・編集	委託			
アンケート企画	委託			

※ 特集記事で取り上げる施設や市町村役場への取材、避難解除区域で実施されるイベントの現地取材、帰還者へのインタビュー等が想定される。

2 著作権

動画を含む成果品の著作権は福島県に帰属する。ただし、成果品の部分を構成する著作物（イラスト・写真等）については協議によるものとする。

3 その他・留意事項

- ・毎号の掲載内容は、県と受託者が協議し決定する。
- ・受託者は、避難者に親しみやすく、分かりやすい紙面にするため、工夫して各ページの編集を行うこと。
- ・SNS やインターネット等の広告媒体を活用し、地域情報紙発行に関する情報発信を積極的に行うこと。なお、YouTube 広告の実施は必須とする。
- ・地域情報紙に掲載された内容は、全て県のホームページにも掲載する。
- ・疑義が生じた場合は、県と受注者が協議の上、作業を進めることとする。